

公益財団法人日伊音楽協会会員規則

(目的)

第1条 この規則は、定款第 38 条に定める会員組織に関する必要事項を定め、それによって公益財団法人日伊音楽協会（以下「この協会」という。）の公益目的事業で経常的に生じる費用に充てるための収入を安定的に確保することを目的とする。

(会員の種類及び会費)

第2条 定款第 38 条に定める会員組織は次の通りとする。

(1) 正会員

イタリアの音楽に関心を持ち、自ら演奏等を楽しむ者。演奏を職業とする者。また日本とイタリア音楽を愛好し、研究、教育する者など。
入会金は原則として 10,000 円とする。年会費は 7,000 円とする。

(2) 賛助会員

この協会の目的及び事業に賛同し、その事業を賛助するために入会した個人・団体・法人など。
入会金は不要。年会費は個人 5000 円（1 口以上）。特別個人 50,000 円（1 口以上）。団体・法人各 1 口 50,000 円（1 口以上）とする。

(3) 名誉会員

日伊両国間の音楽交流に功労があるか、この協会の活動に大きな貢献があり、協会にとって必要と理事会で承認した者。
入会金および年会費は不要とする。

(入会手続き)

第3条 正会員になろうとする者は、役員（理事もしくは評議員）2 名の推薦により所定の入会申込書を提出し、事前または事後、理事会の承認を受けなければならない。

- 2 この協会が主催する「日伊声楽コンクール」において、本選に出場した者は、入会申込書を提出することにより、正会員として入会することができる。この場合に入会金を支払うことを要しない。
- 3 賛助会員になろうとする者は、所定の入会申込書を提出し、事前または事後、理事会の承認を得なければならない。
- 4 入会を認められた正会員及び賛助会員は所定の入会金および会費を納入しなければならない。

(会費の使途)

第 4 条 正会員の入会金及び会費については、この協会の管理部門(法人会計)において使用するものとする。

- 2 賛助会員の納める会費については、この協会の公益目的事業において使用するものとする。

(会員の資格喪失)

第 5 条 会員、次の各号の該当する場合、その資格を喪失する。

- ① 会員が退会届をこの協会に提出したとき(退会)
 - ② 会員がこの協会の名誉を傷つけ、この協会の目的に反する行為のあったとき(除名)
 - ③ その他理事会が決議したとき
- 2 前項の規定により資格を喪失した会員が納入した入会金及び会費については、これを返還しない。

(規則の改正)

第 6 条 この規則は、理事会の決議により改定することができる。

(補則)

第 7 条 この規則の実施に必要な事項は、代表理事が別に定める。

(附則)

(イ) この規則は、この協会の設立登記の日から施行する。

(ロ) この規則は、2015 年(平成 27 年)4 月 1 日一部改定する。

(ハ) この規則は、2016 年(平成 28 年)4 月 1 日一部改定する。

(ニ) この規則は、2016 年(平成 28 年)12 月 15 日一部改定する。

但し、その施行は、2016 年(平成 28 年)4 月 1 日より適用する。